

令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 「令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」(以下「支援金」という。)の交付については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 物価高騰の長期化を受け、公定価格により運営されているため患者、利用者等に光熱水費や食材料費などの経費負担を転嫁できない医療施設、福祉施設等に対して、支援金を支給することを通じ、安全・安心で質の高い医療、福祉サービス等の維持を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第3条 支給の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、支援金の申請は同一の施設について一度に限るものとする。

- (1) 別表1に掲げる医療機関、福祉施設等で岡山県内に所在するもの(ただし、国、県又は市町村が普通会計で設置し運営する施設を除く。)
- (2) 令和8年2月1日以前に運営を開始し、申請日時点で運営を継続している施設で、今後も事業を継続する意思があるもの

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表1の施設種別、施設形態、施設区分に応じた基準額に別表2の施設の運営開始日に応じた月割率を乗じて算出した額とする。なお、中山間地域等加算は、別表4の地域に所在する施設を対象とする。

- 2 前項により算出した支援金の額に千円未満の額が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(支援金の申請等)

第5条 支援金の申請期間は、令和8年3月19日から令和8年4月20日までとする。

- 2 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を申請期間内に、知事が定める方法により提出しなければならない。
- 3 申請期間内に申請が行われなかった場合は、支援金の受給を辞退したものとみなす。
- 4 知事が第8条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が補正を命じたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(宣誓事項)

第6条 知事は、申請者が次の各号の全てに宣誓した場合に限り、支援金を支給する。

- (1) 第3条の要件を満たしていること。
- (2) 申請書の内容に虚偽が無いこと。
- (3) 後日偽りその他不正の手段により受給したことが発覚した場合は、支援金の返還に応じること。
- (4) 県税の滞納が無いこと。
- (5) 知事が関係書類の指導、調査等を行う際には誠意をもって対応すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しないこと。

(不支給要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、別表3に掲げる者又は支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認めた者に対しては、支援金を支給しない。

(支給の決定)

第8条 知事は、第5条の規定に基づく申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支援金の支給を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(支援金の周知等)

第9条 知事は、支給の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法により、医療機関、福祉施設等への周知に努めるものとする。

(不当利得の返還)

第10条 知事は、支援金を受給した後に対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金を受給した者に対して、支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金を受給する権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(調査等の協力)

第12条 支援金の支給決定を受けた者は、知事が第6条第5号に規定する調査等を実施する場合は、その求めに応じ、支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、協力するものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

別表 1

施設種別		施設形態		施設区分		分類	基準額
01	医療施設等	01	医療施設	01	病院（高度救命救急センター） ・病床加算※1	A	基本額 533.5 万円 8.8 万円／1 床
				02	病院（救命救急センター、 周産期母子医療センター） ・病床加算※1	B	基本額 426.8 万円 6.4 万円／1 床
				03	病院（200 床以上） ・病床加算※1	C	基本額 213.4 万円 3.3 万円／1 床
				04	病院（100 床以上 200 床未満） ・病床加算※1	D	基本額 106.7 万円 3.3 万円／1 床
				05	病院（100 床未満） ・病床加算※1	E	基本額 26.6 万円 4.0 万円／1 床
				06	有床診療所（19 床以下） ・病床加算※1	F	基本額 7.4 万円 4.8 万円／1 床
				07	無床診療所	G	12.7 万円
				08	歯科診療所		
		02	関係施設	01	助産所（分娩取扱施設のみ）	H	7.4 万円
				02	指定訪問看護ステーション （健康保険法のための指定を受けて いるものに限る）	I	7.4 万円 〔中山間地域等加算 ※2 上記に 2.4 万円を加算〕
				03	歯科技工所	H	7.4 万円
				04	施術所 （あんま・はり・きゅう・柔道整復）		
		02	薬局	01	薬局	H	7.4 万円
		03	保育所等	01	通所施設	01	保育所
02	幼稚園 （施設型給付を受けているもののみ）						
03	幼稚園型認定こども園						
04	保育所型認定こども園						
05	幼保連携型認定こども園						
06	地域型保育事業所						
07	認可外保育施設（居宅訪問型保育 事業を目的とするものを除く）						
08	放課後児童クラブ						
04	児童養護施設等	01	入所施設	01	児童養護施設 ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円／1 定員
				02	児童心理治療施設 ・定員加算※1		

別表 1

施設種別	施設形態		施設区分		分類	基準額
04 児童養護施設等	01 入所施設	03 乳児院 ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員		
		04 地域小規模児童養護施設 ・定員加算※1				
		05 ファミリーホーム ・定員加算※1				
		06 自立援助ホーム ・定員加算※1				
	02 その他	01 里親	N	6.2 万円		
05 障害福祉施設等	01 入所施設	01 施設入所支援 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員		
		02 共同生活援助 (100 人以上) ・定員加算※1	K	基本額 42.5 万円 2.8 万円/1 定員		
		03 共同生活援助 (100 人未満) ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員		
		04 福祉型障害児入所施設 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員		
		05 医療型障害児入所施設 (200 人以上) ・定員加算※1	J	基本額 160.0 万円 2.8 万円/1 定員		
		06 医療型障害児入所施設 (100 人以上 200 人未満) ・定員加算※1	K	基本額 42.5 万円 2.8 万円/1 定員		
		07 医療型障害児入所施設 (100 人未満) ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員		
		08 短期入所 ・定員加算 (専用床のみ) ※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員		
		09 救護施設 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員		
	02 通所施設	01 療養介護	M	21.1 万円		
		02 生活介護				
		03 自立訓練(生活・機能)				
		04 宿泊型自立訓練				
		05 就労移行支援				
		06 就労継続支援 A 型				
07 就労継続支援 B 型						

別表 1

施設種別		施設形態		施設区分		分類	基準額
05	障害福祉施設等	02	通所施設	08	児童発達支援	M	21.1 万円
				09	放課後等デイサービス		
				10	授産施設		
		03	その他	01	居宅介護	O	6.2 万円 〔中山間地域等加算 ※2〕 上記に 2.4 万円を加算
				02	重度訪問介護		
				03	同行援護		
				04	行動援護		
				05	就労定着支援		
				06	就労選択支援		
				07	自立生活援助		
				08	居宅訪問型児童発達支援		
				09	保育所等訪問支援		
				10	計画相談支援		
				11	地域移行支援		
12	地域定着支援						
13	障害児相談						
06	高齢者施設等	01	入所施設	01	介護老人福祉施設 (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
				02	介護老人福祉施設 (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
				03	介護老人保健施設 (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
				04	介護老人保健施設 (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
				05	介護医療院 (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
				06	介護医療院 (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
				07	短期入所生活介護 ・定員加算 (専用床のみ) ※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
				08	短期入所療養介護 (みなし指定を除く) ・定員加算 (専用床のみ) ※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
				09	特定施設入居者生活介護 (100 人以上) ※3 ・定員加算※1	K	基本額 42.5 万円 2.8 万円/1 定員
				10	特定施設入居者生活介護 (100 人未満) ※3 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
				11	認知症対応型共同生活介護 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員

別表 1

施設種別	施設形態	施設区分	分類	基準額
06 高齢者施設等	01 入所施設	12 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		13 地域密着型特定施設入居者生活介護 ※3 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		14 養護老人ホーム (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
		15 養護老人ホーム (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		16 軽費老人ホーム (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
		17 軽費老人ホーム (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		02 通所施設	01 通所介護	M
	02 通所リハビリテーション (みなし指定を除く)			
	03 小規模多機能型居宅介護			
	04 看護小規模多機能型居宅介護			
	05 認知症対応型通所介護			
	06 地域密着型通所介護			
	03 その他	01 訪問介護	O	6.2 万円 (中山間地域等加算 ※2) 上記に 2.4 万円を加算)
		02 訪問入浴介護		
		03 訪問看護 (みなし指定を除く)		
		04 夜間対応型訪問介護		
		05 訪問リハビリテーション (みなし指定を除く)		
		06 居宅療養管理指導 (みなし指定を除く)		
		07 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
		08 居宅介護支援		
		09 福祉用具貸与		

※ 施設区分の適用は、令和 8 年 2 月 1 日時点の許可病床数及び指定を受けた定員数とする。

※1 病床加算、定員加算は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 1 日間の最大稼働病床数、最大稼働定員数を対象とする。

※2 本支援金における中山間地域等加算は、別表 4 の介護保険における特別地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域（障害福祉サービス等における特別地域加算対象地域）に所在する事業所のみを対象とする。

※3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。

別表2

施設の運営開始日	月割率	施設の運営開始日	月割率
～令和7年4月1日	14/14	令和7年9月2日～令和7年10月1日	8/14
令和7年4月2日～令和7年5月1日	13/14	令和7年10月2日～令和7年11月1日	7/14
令和7年5月2日～令和7年6月1日	12/14	令和7年11月2日～令和7年12月1日	6/14
令和7年6月2日～令和7年7月1日	11/14	令和7年12月2日～令和8年1月1日	5/14
令和7年7月2日～令和7年8月1日	10/14	令和8年1月2日～令和8年2月1日	4/14
令和7年8月2日～令和7年9月1日	9/14	令和8年2月2日～	対象外

別表3

(1) 病院及び医科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの
(2) 助産所のうち令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、分娩取扱実績の無いもの
(3) 歯科技工所のうち保険医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの
(4) 施術のための独立した専用施設（ビルの一室等を施術のために占有しているものを含む。）を持たない、又は令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、公的医療保険（療養費）の対象となる施術の実績の無い施術所（あんま・はり・きゅう・柔道整復）
(5) 薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの
(6) 子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園又は認定こども園
(7) 子ども・子育て支援法第43条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない地域型保育事業所
(8) 児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする。）
(9) 子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に該当しない放課後児童クラブ
(10) 福祉施設（障害・高齢）のうち行政当局の指定、届出の無いもの

中山間地域等加算対象地域一覧
(令和7年度医療・福祉施設等物価高騰対策支援金)

	市町村	対象地域
1	岡山市	<p>【北区・旧御津町】</p> <p>御津石上、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中泉、御津中畑、御津中牧、御津中山、御津野々口、御津平岡西、御津矢知、御津矢原、御津吉尾、御津芳谷</p> <p>【北区・旧建部町の一部(旧福渡町を除く区域)】</p> <p>建部町市場、建部町大田、建部町小倉、建部町桜、建部町三明寺、建部町品田、建部町建部上、建部町田地子、建部町鶴田、建部町角石畝、建部町角石谷、建部町富沢、建部町中田、建部町西原、建部町土師方、建部町宮地、建部町吉田、建部町和田南</p> <p>【北区・その他の地域(旧御津町との境付近)】</p> <p>石妻、杉谷、畑鮎、山上</p> <p>【東区・犬島地域】</p> <p>犬島</p>
2	倉敷市	<p>【児島諸島地域】</p> <p>松島、六口島</p>
3	津山市	全地域
4	玉野市	<p>【石島諸島地域】</p> <p>石島</p>
5	笠岡市	<p>【笠岡諸島地域】</p> <p>高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島、六島</p> <p>【旧神島内村】</p> <p>入江、カブト南町、神島、新横島、拓海町、緑町、美の浜、横島</p>
6	井原市	全地域
7	総社市	<p>【旧昭和町・総社市の一部】</p> <p>榎谷、見延、宍粟、日羽、美袋、延原、種井、宇山、槁、下倉</p>
8	高梁市	全地域
9	新見市	全地域
10	備前市	全地域

別表4

	市町村	対象地域
11	瀬戸内市	【旧牛窓町】 牛窓町牛窓、牛窓町鹿忍、牛窓町千手、牛窓町長浜 【前島地域】 前島
12	赤磐市	【旧吉井町】 合田、石、石上、稻蒔、小鎌、河原屋、草生、暮田、黒沢、黒本、 光木、是里、塩木、周匝、滝山、戸津野、中勢実、中畑、中山、 西勢実、仁堀中、仁堀西、仁堀東、平山、広戸、福田、八島田 【旧赤坂町】 今井、大苧田、大屋、北佐古田、小原、坂辺、惣分、多賀、 西軽部、西窪田、東軽部、東窪田、町苧田、南佐古田、山口、 山手、由津里 【旧熊山町の一部】 奥吉原、勢力、千躰
13	真庭市	全地域
14	美作市	全地域
15	浅口市	【旧寄島町】 寄島町
16	和気町	全地域
17	早島町	—
18	里庄町	—
19	矢掛町	全地域
20	新庄村	全地域
21	鏡野町	全地域
22	勝央町	上香山
23	奈義町	全地域
24	西粟倉村	全地域
25	久米南町	全地域
26	美咲町	全地域
27	吉備中央町	全地域